

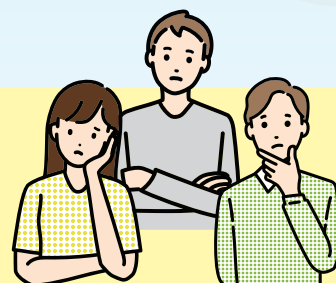


「脱炭素経営宣言」

事業者の脱炭素化の取組みをサポート!

このような悩みをもっていませんか?

- 取引先に脱炭素に取り組んでいることをアピールしたい…
- 脱炭素ってお金かかりそう…
- 脱炭素に向けて何から始めたらいいかわからない…



そんなお悩みを大阪府がサポートします!



©2014 大阪府もずやん

大阪府の **3つの支援!**

1. PR支援

- 宣言事業者を府HPで広く周知
- 登録証を発行

2. 技術的支援

- CO₂排出量の見える化ツールの提供・紹介
- 省エネ診断
- 再エネ電気メニュー・再エネ機器紹介 など

3. 財政的支援

- 宣言事業者限定の補助金
- ESG融資に関する情報提供

脱炭素経営宣言について詳しくは裏面をご覧ください!

脱炭素経営宣言とは？

中小事業者を含めたあらゆる事業者の脱炭素化を支援・促進するため、大阪府が創設した制度です。

宣言項目は？

必須項目	1	従業員とともに脱炭素経営に率先して取り組みます
	2	脱炭素化に向けた推進体制(担当者の設置、社内勉強会の実施等)を整備します
	3	宣言に関する取組状況調査のほか、府の脱炭素経営促進施策に協力します
任意項目(5つ以上)	1	府や各種機関が開催するセミナーに参加するなど、脱炭素に関する情報収集に取り組みます
	2	日常的に脱炭素化を意識して、照明の消灯、空調等の適切な運用管理など、省エネに取り組みます
	3	日常的に脱炭素化を意識して、マイボトルの利用、3Rの実践など、省資源に取り組みます
	4	再生エネルギーの活用(再生エネルギーの購入、太陽光発電設備の設置等)に取り組みます
	5	環境性能の良い設備機器(照明・空調設備等)への更新に取り組みます
	6	社用車への電動車(電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車)の導入に取り組みます
	7	CO ₂ 排出量の少ないものなど、環境に配慮した物品・資材の調達に取り組みます
	8	自社のエネルギー使用量等の把握・管理を行い、CO ₂ 排出量の算定に取り組みます
	9	CO ₂ 削減余地を把握するため、省エネ診断の受診に取り組みます
	10	自社のCO ₂ 排出量の削減目標を設定します
	11	大阪府気候変動対策推進条例に基づく対策計画書・実績報告書を届出します

登録申請の流れ

STEP1

申請書(Excelファイル)に必要な事項を記入してください。

STEP2

申請書のデータをExcelファイルによりメールにておおさか脱炭素経営支援センターへ送付してください。

STEP3

申請書を受付後、受付完了連絡をお送りします。^{※1}
(申請から概ね1週間程度^{※2})

STEP4

申請書の確認が出来次第、府より「脱炭素経営宣言登録証」をお送りします。
(申請から概ね1ヵ月程度^{※2})

^{※1} 受付完了連絡は申請書を送付いただいたメールへの返信にて行います。
^{※2} 受付完了連絡や登録証の発送は申請状況により遅れる場合がございます。

◆ 登録申請についての問い合わせ先

おおさか脱炭素経営支援センター(一般財団法人大阪府みどり公社 環境チーム)
TEL: 06-6266-1271
E-mail: zerocarbon@osaka-midori.jp

◆ 制度にかかる問い合わせ先

大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 気候変動緩和・適応策推進グループ
TEL: 06-6210-9553
E-mail: eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp

制度詳細・支援メニュー



大阪府 脱炭素経営宣言